

令和5年度 第1回

京都市情報公開・個人情報保護審議会 議事要旨

1 日 時 令和5年9月1日（金） 午前10時～午前11時30分

2 場 所 京都市役所 本庁舎4階 正庁の間

3 出席委員 山田会長、飯田委員、小林委員、渋谷委員、鈴木委員、
多田委員、長沢委員、松塚委員、宮村委員、結城委員

4 報告事項

(1) 行政機関等匿名加工情報提供制度の運用について

事務局から資料に基づき説明を受けた後、質疑を行った。

（主な発言内容）「○：委員、→：事務局」

→ 渡辺副会長は本日御欠席だが、行政機関等匿名加工情報に関し、「提案を審査する選考会議に関し、外部委員が入らなくて良いのか」という意見提出が事前にあったので、御紹介させていただく。これについて、市が保有する個人情報を、加工し提供するという判断は、市で責任を持って対応していくべき事務なので、市職員により審査してまいりたいというのが事務局の考えだが、渡辺副会長からの意見について皆様に共有させていただく。

○ 要綱について次回の審議会で説明の機会はあるか。

→ 本日会議資料の内容が取扱要綱の内容になる。本日の説明で了承ということであれば、今回の説明内容をそのまま要綱にしていく。次回の審議会では、要綱に基づき行った募集の結果について、報告することになると考えている。

○ 個人情報保護法第114条第1項に基づき不採択となった場合、提案者に対し不採択である理由を付記して通知するとのことだが、理由の付記の方法はどのように考えているか。

→ 理由の付記については、形式的な記載（例：法第114条第1項何号に適合しなかったため）だけでは不十分だと考えており、法第114条第1項何号に適合しなかったということと、提案のどのあたりがどのように適合しなかったかという、より具体的な内容まで記す必要があると考えている。

○ 募集対象となるのは、個人情報ファイル簿に記載されている個人情報すべてか。

→ 原則、個人情報ファイル簿に載っている個人情報が対象であるが、個人情報ファイル簿の個人情報の中には、システム管理業務を複数組織にまたがって行っているというファイルや、提案者が求める情報の範囲にうまく切り分けて情報を出力することが難しいファイルがあるなど、個別の事情がある場合がある。匿名加工情報の募集対象のファイルかどうかについては、個人情報ファイル簿に記載しており、募集対象外のファイルについては提案があっても出すことはできない。

○ 提案を不採択にした場合、行政処分として、提案者に不服申し立ての教示はするのか。

→ 行政機関匿名加工情報の利用に関する契約は、私法上の契約であると、国の見解が示されている。よって、行政処分の時、その都度、通知書に不服申し立ての教示文を付けているが、

匿名加工の通知書では、そのような教示は付けない。もし、不服がある場合は、私法上の争いになる。

- 審査通過後から契約締結までの間に提案者にサンプルを提示するとのことだが、この段階での調整はどの程度を想定しているか。
 - 匿名加工情報の提供は前例が少ない取組であって、提案者の方にも、提供を受けるデータの仕上がり具合について、明確なイメージを持ち切れていないのではないかと懸念している。よって、すぐに契約を結ぶのではなく、提供するデータ量、加工の深さについてサンプルを示し、十分に理解をしてもらってから、契約を締結したい。
- 場合によっては、審査を通過しても契約に至らないことがあるのか。
 - 提案者の側に金銭的な負担が生じる施策であって、サンプルのイメージを見た上で、やめておこうとなることもある。行政機関等匿名加工情報の提供は、民事上の契約であるため、双方の合意が得られない場合は、契約に至らない場合もある。
- 民事上の契約であるならば、契約結果は公表しなくてよいのか。契約結果の公表についてはどのようなスキームになっているか。
 - 市が保有する個人情報に関し、提案を受け付ける、審査する、加工する、提供するという仕組みの中身の部分は、当然ながら、個人情報保護法が適用されている。その観点で、提案者の情報や利用の趣旨等について公表することは、必要であると考えている。公開の方法については、現時点ではまだ決め切れていない。

(2) 個人情報保護に係る新制度の運用状況について

事務局から資料に基づき説明を受けた後、質疑を行った。

(主な発言内容)「○：委員、→：事務局」

- 任意代理人の開示請求についてだが、代理権に疑いがある場合の対応はどのようにするのか。市の判断で請求拒否ができるのか。
 - 任意代理人の請求があった場合は、なりすまし等を防止するために、本市要綱において、所管課等から必要に応じて本人に連絡をとり意思確認を行うこととしている。確認の結果によっては、請求は受け付けたとしても不開示とすることはあり得る。

(3) 令和4年度 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について

事務局から資料に基づき説明を受けた後、質疑を行った。

意見はなし

5 その他

今後の予定

令和5年度第2回審議会は、令和6年1月頃を開催することとした。